愛知県災害 · 感染症医療業務従事者派遣設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 愛知県災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業費補助金(以下「補助金」という。) は、災害の発生時において、災害・感染症医療業務従事者による円滑な医療活動の確保を図るため、災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(以下「規則」という。) に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2 この補助金の対象となる医療機関は、知事と災害・感染症医療業務従事者派遣に関する協定を 締結する施設のうち知事が適当と認めた者とする。

(交付額の算出方法)

第3 補助の区分、基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、次により算出された額の 合計額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定による申請書及び添付書類の様式は、別紙様式1のとおりとする。 2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

- 第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更承認申 請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める変更 については、この限りでない。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20%以内のもの。
  - (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又 は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第8 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は その理由を、補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書 類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第9 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式2のとおりとする。
- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。 以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日、又は翌年度の4月5日のいずれか早い 期日とする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

- 第11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により、速やかに知事に 報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又 は一部を納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第12 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数に 関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている期間又は、それに準ずるも のと認められる期間とする。
- 2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単 価50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(管理と運用)

第13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第14 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、第11に定める期間中、保管しておかなければならない。

附則

この要綱は令和6年9月1日から施行する。